令和2年8月20日 九州地方整備局

九州地方整備局 建設業法令遵守推進本部の活動について

~ 令和元年度活動結果と令和2年度活動方針 ~

九州地方整備局建設業法令遵守推進本部(本部長 九州地方整備局長)では、平成19年度に設置して以来、建設業における法令遵守の取り組みを進めてきたところです。

今般、令和元年度の活動結果をとりまとめ、令和2年度の活動方針を決定しましたのでお知らせします。

令和元年度活動結果(詳細は別紙参照)

1. 推進本部に寄せられた通報・相談等の件数

	令和元年度	平成30年度
駆け込みホットライン及び 一般電話等への通報・相談等	275件	269件

2. 建設企業に対する立入検査等の実施状況

	令和元年度	平成30年度
大臣許可業者	87社	141社
知事許可業者	10社	9社
合計	97社	150社

3 監督処分・勧告の実施状況

	令和元年度	平成30年度	令和元年度における処分等事由	
許可取消	O社	O社	_	
営業停止	1社	1社	公契約関係競売入札妨害及び贈賄	
指示処分	2社	1社	無許可業者との下請契約	
勧告	13社	11社	契約書不作成、支払遅延、施工体制台帳等不作成	

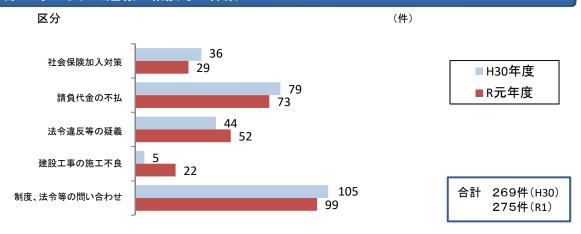
4. 建設業法令遵守等の講習会の開催状況

······································					
	令和元年度	平成30年度			
講習会の開催	27回	26回			

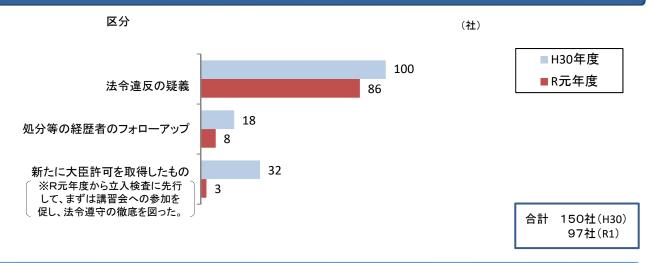
【問い合わせ先】 国土交通省 九州地方整備局 電話(代表) 092-471-6331 建政部 建設業適正契約推進官 井上 正彦(いのうえ まさひこ) 建設産業課 課長補佐 伊集院 勇二(いじゅういん ゆうじ)

令和元年度活動結果(別紙)

1. 推進本部に寄せられた通報・相談等の件数



2. 建設企業に対する立入検査等の実施状況

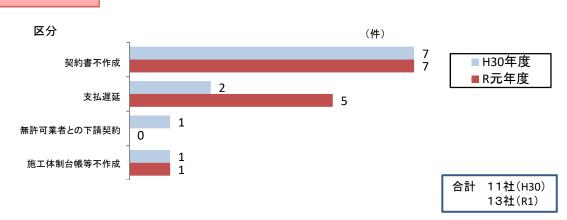


3. 監督処分・勧告の実施状況

監督処分 3社

営業停止(1社)…公契約関係競売入札妨害及び贈賄 指示処分(2社)…無許可業者との下請契約

勧告 13社



令和2年度 建設業法令遵守推進本部 活動方針

令和2年8月20日 九州地方整備局 建設業法令遵守推進本部決定

九州地方整備局建設業法令遵守推進本部は、平成19年度に創設されて以来、 元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図 るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところである。 特に、不適切な契約手続等を原因とするトラブルを未然に防ぐには、法制度 に対する建設企業の理解を増進する必要があり、その観点から、「建設業法令 遵守ガイドライン」の周知等を継続的に進めてきたところである。

さらに本年度は、10月に施行される改正建設業法において、「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の規定が新設されること等を踏まえ、「建設業法令遵守ガイドライン」が改訂される予定であり、こうした新たな動きにも対応することが重要である。

このため、九州地方整備局建設業法令遵守推進本部においては、本年度、以下に掲げる活動方針を踏まえ、引き続き、適正な対応を図っていくこととする。

1. 法令違反情報等の収集

九州地方整備局に設置している「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」(以下「各種相談窓口」という。)は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、重要な情報収集の窓口でもあることから、その積極的な活用を促す観点から、建設企業が集まる各種講習会や研修会の場を活用し周知する。また、建設業許可通知書及び経営事項審査結果通知書を送付する際に各種相談窓口のリーフレットを同封する等により周知に努める。

2. 建設業の法令遵守に関する周知

九州地方整備局建設業法令遵守推進本部の創設以降、10年以上にわたって 元請となる国土交通大臣許可業者を主な対象として、建設業法等の周知及び その遵守を促してきたところであるが、建設業の法令遵守に関する取り組み は、元請下請を問わず、幅広く浸透していくことが重要であることから、今後は、下請の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外に対しても、 積極的に周知を図っていくこととする。

特に、本年10月に施行される改正建設業法では、以下の事項が改正・追加されており、これらの内容について、今後、改訂予定の「建設業法令遵守ガイドライン」等を活用しながら、講習会・研修会や立入検査等のあらゆる機会を通じて周知・徹底を図ることとする。

- ① 改正法第19条第1項(建設工事の請負契約の内容)
- ② 同 第19条の5(著しく短い工期の禁止)
- ③ 同 第20条第1項(建設工事の見積り等)
- ④ 同 第20条の2(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)
- ⑤ 同 第24条の3第2項(下請代金の支払)
- ⑥ 同 第24条の5(不利益取扱いの禁止)
- ⑦ その他改正事項

3. 立入検査の実施

【実施目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に、年度に拘らず年間を通じて立入検査を実施する。なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、必要に応じて立入検査を書面による調査に代えるなど、効率的かつ効果的に当該目的を達成する。

【検査対象】

立入検査は、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、各種相談窓口に多く通報が寄せられる建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業や不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を中心に、実施するものとする。

【その他】

- (1) 外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度(建設分野での受入に限る)の運用状況について、確認等を行うものとする。
- (2) 建設業を支える優秀な担い手を確保・育成のため、個々の技能者がそ

の有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、次の①及び②について確認等を行うものとする。

- ① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無
- ② 建設業退職金共済制度への加入の有無(加入している場合は証紙の 交付状況)
- (3) 社会保険加入の徹底を図るため、法定福利費を内訳明示した見積書の 活用状況や見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び 支払がされているかの状況について、確認等を行うものとする。

4. 建設業取引適正化推進月間の実施等

毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」は、建設企業に下請取引の適正 化に関する普及・啓発を重点的に行う機会であるため、同月間の取組として 実施する内容については、あらゆる機会を通じて広く周知するとともに、そ の広報を積極的に行う。

なお、同月間の取組として講習会等を実施するに当たっては、開催案内の 周知方法を工夫するとともに、日時・場所等の設定について、過年度における参加者状況等の開催実績を考慮の上決定する。また、県及び建設関係団体 等と連携し、上記2. に加え、建設業に関する施策や下請取引の条件の改善 に向けた通知等を周知するとともに、参加者のニーズも踏まえ、より実効性 があるものにする。

5. 建設業取引適正化センターの周知

建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、その存在が下請負人等に十分に知られていないという実態があることを踏まえ、あらゆる機会を通じ、同センターをより一層周知する。

6. 関係機関との連携

- ① 県及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査の実施や、 講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に 努める。
- ② 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建

設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

7. その他

- (1)新型コロナウイルス感染症対策
 - ① 立入検査の実施又は講習会・研修会等の開催に際しては、新型コロナウイルス感染拡大の状況を注視しつつ、適切な対応を図る。
 - ② 新型コロナウイルス感染症対策として建設工事の一時中止・延期等の影響により、下請負人に不測の損害を与えることのないよう適正な下請契約や下請代金の支払いを求めるため、建設業関係団体等に対して発出した「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」(令和2年3月11日国土建推第38号・国土建整第132号)の趣旨・内容を建設企業にあらゆる機会を通じて、十分な周知・徹底を図る。
 - ③ 違反通報窓口である駆け込みホットライン等に寄せられた新型コロナウイルス感染症対策に関する相談については、適正な助言・指導を行うとともに、その内容によっては「建設業取引適正化センター」を案内する。

また、必要に応じ、発注部局及び県建設業許可部局との連携の強化や 建設企業に対する指導・監督の強化等に努める。

- (2)元請負人からの報復のおそれへの対策の重要性等を踏まえ、相談等対応 後の取引状況をフォローする取り組みの実施を検討する。
- (3) 通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、 その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施する。
- (4) 本活動方針を実施するため、九州地方整備局においては、人員、予算及 び業務執行状況等も考慮しながら、必要な執行体制を確保する。